

過払金等請求事件

【事件番号】最高裁判所第3小法廷判決／平成16年（受）第965号

【判決日付】平成17年7月19日

主 文

原判決を破棄する。

本件を大阪高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人井上元、同中井洋恵の上告受理申立て理由について

1 原審の確定した事実関係の概要等は、次のとおりである。

- (1) 被上告人は、貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けて貸金業を営む貸金業者である。
- (2) 被上告人は、第1審判決別紙「利息制限法による計算書」記載のとおり、平成4年2月26日から平成14年10月10日まで、109回にわたって上告人に金銭を貸し付け、129回にわたって上告人から弁済を受けた。
- (3) 上記各貸付け（以下「本件各貸付け」という。）の約定利率は、利息制限法1条1項所定の制限利率を超過している。
- (4) 中井洋恵弁護士は、平成14年10月、上告人から債務整理を依頼され、同年11月1日付け通知書で、被上告人に対し、上告人の代理人となる旨の通知をするとともに、上告人と被上告人との間の全取引の明細が整わないと返済の計画を立てることができず、返済案の提示が遅れる旨付記した上、過去の全取引履歴の開示を要請した。しかし、被上告人は、取引履歴を全く開示しなかった。
- (5) 中井弁護士は、同月25日、同弁護士の事務所の事務員（以下「事務員」という。）に指示して、債権届を至急提出するよう被上告人に電話連絡をさせた。その際、被上告人の担当者は、和解を前提とする話を申し出たが、事務員

は、先に取引履歴の開示を求める旨返事をした。

(6) 中井弁護士は、同年12月10日及び平成15年1月10日にも、事務員に上記電話連絡と同様の電話連絡をさせ、さらに、同年2月12日付け書面及び同年3月13日付け取引履歴開示請求書により全取引履歴の開示を求めたが、被上告人はこれに応じなかった。

(7) 上記取引履歴開示請求書には、井上元弁護士も上告人の代理人になること、同年3月20日までに取引履歴を開示するよう求めることが記載されていたので、被上告人の担当者は、同月14日、井上弁護士に電話をして和解を申し出たが、同弁護士は、早急に取引履歴の開示を求めると言ってこれを断り、同年4月4日の電話で、被上告人に対して更に取引履歴の開示を求めた。これに対して、被上告人の担当者は、「みなし弁済の規定の適用を主張する。和解交渉をさせていただくが、取引履歴の開示はできない。」と答えた。

(8) 井上弁護士と被上告人の担当者との間では、同月15日、16日にも電話で同様のやり取りがあり、結局、上告人は、同月18日、本件訴訟を提起した。

(9) 本件訴訟は、上告人が、被上告人に対し、本件各貸付けにつき支払われた利息について、利息制限法1条1項に定める利息の制限額を超える部分を元本に充当すると過払金が生じているとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還を求めるとともに、貸金業者である被上告人は、貸金業法等の法令又は契約関係から生ずる信義誠実の原則に基づき取引履歴の開示義務があるのに、合理的な理由なく上告人からの開示要求に応じなかったものであり、そのために上告人の債務整理が遅れ、上告人は精神的に不安定な立場に置かれたとして、不法行為による慰謝料の支払を求めるものであるが、過払金の返還請求については、第1審で認容され、被上告人はこれに対して不服を申し立てなかった。

(10) 被上告人は、本件訴訟(第1審)において上告人との間の全取引履歴の開示をした。

2 原審は、上記事実関係の下において、次のとおり判断し、上告人の慰謝料請求

を棄却すべきものとした。

- (1) 貸金業法その他の法令上、貸金業者の取引履歴の開示義務を定めた明文規定はない。貸金業法19条は、取引履歴の開示義務を定めたものではなく、金融庁事務ガイドライン3-2-3は、行政上の監督に関する指針と考えられるもので、法的な権利義務を定めたものとは理解できないし、その内容も一般的な開示義務があるとしたものとは理解し難い。

また、貸金業者と債務者との間には、契約関係があり、これに基づく権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行うべきものであるが、信義誠実の原則から、当然に、取引履歴の開示義務が導かれると解することも困難である。

- (2) 債務者の開示要求に対し、貸金業者が取引経過に関する情報を開示しないことが、信義誠実の原則に著しく反し、社会通念上容認できないものとして、不法行為上、違法と評価される場合もあり得る。

しかし、本件の場合、上告人は、債務を確定し債権者への平等弁済等を図るためではなく、過払金返還請求をするために、取引履歴の不開示による上告人の債務整理手続への影響等の個別事情は一切明らかにせず、取引履歴の開示要求をしたものであり、これに応じなかった被上告人の行為をもって、信義則に著しく反し、社会通念上容認できないものとして、不法行為上違法と評価され、損害賠償義務が発生すると断定することは困難である。

- (3) 債務整理が遅れたことによる上告人の精神的負担は、消費貸借という取引行為に起因するものであるから、基本的には、過払金返還請求（遅延損害金を含む。）が認められることにより損害がてん補される関係に立つものというべきであり、それを超えた特別の精神的損害が発生するような事情は見当たらない。

- 3 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

- (1) 貸金業法19条及びその委任を受けて定められた貸金業の規制等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）16条は、貸金業者に対して、その営業所又は事務所ごとに、その業務に関する帳簿（以下「業務帳簿」という。）を備え、債務者ごとに、貸付けの契約について、契約年月日、貸付けの金額、貸付けの利率、弁済金の受領金額、受領年月日等、貸金業法17条1項及び18条1項所定の事項（貸金業者の商号等の業務帳簿に記載する意味のない事項を除く。）を記載し、これを保存すべき義務を負わせている。そして、貸金業者が、貸金業法19条の規定に違反して業務帳簿を備え付けず、業務帳簿に前記記載事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は業務帳簿を保存しなかった場合については、罰則が設けられている（同法49条7号。貸金業法施行時には同条4号）。
- (2) 貸金業法は、貸金業者は、貸付けに係る契約を締結するに当たり、17条1項所定の事項を記載した書面（以下「17条書面」という。）を債務者に交付し、弁済を受けた都度、直ちに18条1項所定の事項を記載した書面（以下、17条書面と併せて「17条書面等」という。）を弁済者に交付すべき旨を定めている（17条、18条）が、長期間にわたって貸付けと弁済が繰り返される場合には、特に不注意な債務者でなくても、交付を受けた17条書面等の一部を紛失することはあり得るものというべきであり、貸金業法及び施行規則は、このような場合も想定した上で、貸金業者に対し、同法17条1項及び18条1項所定の事項を記載した業務帳簿の作成・備付け義務を負わせたものと解される。
- (3) また、貸金業法43条1項は、貸金業者が業として行う金銭消費貸借上の利息の契約に基づき、債務者が利息として任意に支払ったものについては、利息制限法1条1項に定める利息の制限額を超えるものであっても、17条書面等の交付があった場合には有効な利息債務の弁済とみなす旨定めており（以下、この規定によって有効な利息債務の弁済とみなされる弁済を「みなし弁済」と

いう。)、貸金業者が利息制限法1条1項所定の制限利率を超える約定利率で貸付けを行うときは、みなし弁済をめぐる紛争が生ずる可能性がある。

(4) そうすると、貸金業法は、罰則をもって貸金業者に業務帳簿の作成・備付け義務を課すことによって、貸金業の適正な運営を確保して貸金業者から貸付けを受ける債務者の利益の保護を図るとともに、債務内容に疑義が生じた場合は、これを業務帳簿によって明らかにし、みなし弁済をめぐる紛争も含めて、貸金業者と債務者との間の貸付けに関する紛争の発生を未然に防止し又は生じた紛争を速やかに解決することを図ったものと解するのが相当である。金融庁事務ガイドライン3-2-3(現在は3-2-7)が、貸金業者の監督に当たっての留意事項として、「債務者、保証人その他の債務の弁済を行おうとする者から、帳簿の記載事項のうち、当該弁済に係る債務の内容について開示を求められたときに協力すること。」と記載し、貸金業者の監督に当たる者に対して、債務内容の開示要求に協力するように貸金業者に促すことを求めている(貸金業法施行時には、大蔵省銀行局長通達(昭和58年9月30日付蔵銀第2602号)「貸金業者の業務運営に関する基本事項について」第2の4(1)ロ(ハ)に、貸金業者が業務帳簿の備付け及び記載事項の開示に関して執るべき措置として、債務内容の開示要求に協力しなければならない旨記載されていた。)のも、このような貸金業法の趣旨を踏まえたものと解される。

(5) 以上のような貸金業法の趣旨に加えて、一般に、債務者は、債務内容を正確に把握できない場合には、弁済計画を立てることが困難となったり、過払金があるのにその返還を請求できないばかりか、更に弁済を求められてこれに応ずることを余儀なくされるなど、大きな不利益を被る可能性があるのに対して、貸金業者が保存している業務帳簿に基づいて債務内容を開示することは容易であり、貸金業者に特段の負担は生じないことにかんがみると、貸金業者は、債務者から取引履歴の開示を求められた場合には、その開示要求が濫用にわたると認められるなど特段の事情のない限り、貸金業法の適用を受ける金銭消費

貸借契約の付随義務として、信義則上、保存している業務帳簿（保存期間を経過して保存しているものを含む。）に基づいて取引履歴を開示すべき義務を負うものと解すべきである。そして、貸金業者がこの義務に違反して取引履歴の開示を拒絶したときは、その行為は、違法性を有し、不法行為を構成するものというべきである。

(6) 前記事実関係によれば、上告人の取引履歴の開示要求に上記特段の事情があったことはいかかわれない。そして、上告人は、債務整理を弁護士に依頼し、被上告人に対し、弁護士を通じて、半年近く、繰り返し取引履歴の開示を求めたが、被上告人がこれを拒絶し続けたので、上告人は、その間債務整理ができず、結局、本件訴訟を提起するに至ったというのであるから、被上告人の上記開示拒絶行為は違法性を有し、これによって上告人が被った精神的損害については、過払金返還請求が認められることにより損害がてん補される関係には立たず、不法行為による損害賠償が認められなければならない。

4 以上と異なる見解に立って、上告人の被上告人に対する請求を棄却すべきものとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は、上記の趣旨をいうものとして理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、慰謝料の額について更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 濱田口夫

裁判官 上田豊三 藤田宙靖

堀籠幸男

上告代理人井上元、同中井洋恵の上告受理申立て理由

1 取引履歴の開示義務

(1) 原判決は、「貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）、その他の法令上、貸金業者の取引履歴開示義務を定めた明文規定はない。したがって、貸金業者が債務者からの取引履歴開示請求を受けた場合において、貸金業者が常にこれに応じなければならないという一般的な法的義務を認めることはできない。」と判示するが、次に述べるとおり、貸金業者には、債務者から取引履歴開示請求を受けた場合、合理的な理由のない限り、これに応じなければならないという一般的な法的義務が存するというべきである。本件につき、下記のとおり、原判決と相反する高等裁判所の判例が存し、且つ、貸金業の規制等に関する法律第19条、貸金業の規制等に関する法律施行規則第16条、第17条、金融庁事務ガイドライン3-2-3（現3-2-7）、民法第1条2項の解釈に関する重要な事項を含むものと認められるので、民事訴訟法318条1項により上告審として受理されるべきである。

(2) 法令上の開示義務（貸金業規制法19条、貸金業規制法施行規則16条、17条、金融庁事務ガイドライン3-2-3（現3-2-7））

原判決は、貸金業法19条（帳簿の備付け）は取引履歴の開示義務を定めたものではなく、金融庁の事務ガイドライン3-2-3（現3-2-7）は行政庁の監督に関する指針と考えられるもので法的な権利義務を定めたものとは理解できないし、その内容も、一般的な開示義務があるとしたものとは理解しがたいと判示する。

しかし、貸金業法19条、貸金業施行規則16条、17条が、貸金業者に対して帳簿の作成、保存義務を課している理由は、債務者に対する取引履歴の開示義務を前提としているからであって、そうであるからこそ、金融庁事務ガイドライン3-2-3（現3-2-7）により「債務者、保証人その他の債務の弁済を行おうとする者から、帳簿の記載事項のうち、当該弁済に係る債務の内容について開示を求められたときに協力すること」と定められているのである。したがって、貸金業法19条、貸金業規制法施行規則16条、17条及び金融

庁事務ガイドライン3-2-3（現3-2-7）に基づき、貸金業者には取引履歴の一般的な開示義務が課されていると言ふべきである。

この見解により貸金業者の取引履歴開示義務を認めた高等裁判所の判例は見当たらないが、札幌地裁平成10年12月18日判決（平成9年（ワ）第1238号、平成10年（ワ）第475号事件一判タ1042号176頁）、札幌地裁平成11年12月6日決定（平成11年（ノ）第11号事件一消費者法ニュース42号34頁一甲19）、旭川簡裁平成14年11月12日判決（平成14年（ハ）第883号事件一最高裁HP）等は貸金業者には法令上の開示義務があるとしている。

### （3）信義則に基づく取引履歴の開示義務（民法1条2項）

仮に、法令上の開示義務が認められないとしても、貸金業者には信義則上の取引履歴開示義務があると言ふべきであり、少なくとも多重債務に陥るなど債務整理をする必要に迫られている消費者が、債務整理を委任した弁護士を通じるなどして、貸金業者に対し、残債務又は過払金の有無・金額を明らかにするため全取引経過の開示を求めたときは、貸金業者は、これを拒絶する合理的な理由がある場合でない限り、これに応じる義務があり、これに反して全取引履歴の開示を拒否した場合には不法行為が成立する。

貸金業者の貸付利率は利息制限法所定の利率を超過しており、債務整理にあたっては同法所定の利率により引き直し計算する必要がある。これにより、債務残高は減額され、場合によっては過払いとなって、返還金により他の債務の返済資金とすることなどができるからである。債務者には通常、取引に関する記録を全て保管することは期待できず、他方、貸金業者は貸金業法施行規則19条で帳簿保管義務を課されており、更にはコンピュータで取引履歴を保管していて容易に取引履歴を開示することが可能な体勢がとられている（現に相手方は本件訴訟提起後、第1回口頭弁論期日前に取引履歴を開示している）。したがって、貸金業者には、信義則上、債務者から取引履歴の開示を求められた場合、少なくとも、



債務者が弁護士などに依頼して債務整理を行うために取引履歴の開示を求めた時点においては開示義務が認められなければならない。

この見解により、貸金業者の取引履歴開示義務を認めた裁判例として、大阪高等裁判所平成13年3月21日判決（平成12年（ネ）第3380号、同第3898号事件—消費者法ニュース47号45頁—甲5）、名古屋高等裁判所平成13年11月20日判決（平成13年（ネ）第309号事件—最高裁HP・消費者法ニュース50号17頁—甲7）、福岡高等裁判所平成15年8月7日判決（平成15年（ネ）第308号事件—甲39—長崎地裁平成15年3月12日判決の控訴審判決）がある。その他、大阪地裁平成12年9月8日判決（平成12年（ワ）第1227号事件—消費者法ニュース45号19頁—甲4）、札幌地裁平成13年6月28日判決（平成12年（ワ）第295号事件—判時1779号77頁）、大阪簡裁平成14年3月22日判決（平成13年（ハ）第14140号事件—消費者法ニュース51号57頁—甲10）、札幌地裁平成15年2月7日判決（平成14年（ワ）第2470号事件—甲11）、長崎地裁平成15年3月12日判決（平成14年（ワ）第24号—甲38）、京都地裁平成15年5月28日判決（平成14年（ワ）第2985号事件—甲17）、枚方簡裁平成15年9月26日判決（平成15年（ハ）第785号事件—甲44）、大阪地裁平成15年10月30日（平成15年（ワ）第2106号事件—甲47）、東京地裁平成15年11月20日判決（平成14年（ワ）第26933号事件—甲53）なども信義則上の開示義務を認めている。

#### （4）契約に付随する開示義務

更に、貸金業者は契約の付随義務として取引履歴を開示する義務を負う。銀行の開示義務に関して、大阪高等裁判所平成15年9月18日判決（平成14年（ネ）第760号事件—金融法務事情1693号86頁）は、「金融機関は、預金契約に付随する義務として、出納事務に限らず、その取引の全体について開示すべき義務があると解するのが相当である。」とし、東京地裁平成15年8月2

9日判決（平成14年（ワ）第25416号事件—金融法務事情1697号52頁）も「預金者がすべての預金口座の取引履歴の開示を求めたときは、銀行は、各口座ごとに取引履歴を開示すべきである。この義務は、明示の条項はないものの、前記のような預金契約の内容に照らし、預金契約に当然に付随する契約上の義務であると解される」としている。ちなみに、銀行の取引履歴開示義務を否定した東京高等裁判所平成14年12月4日判決（金融法務事情1693号86頁）に対しては上告受理の申立がされている。銀行の取引履歴開示義務に関する判例研究として金融判例研究会報告「預金者の取引経過開示請求権の有無」金融法務事情1700号73頁がある。

(5) 貸金業者の取引履歴開示義務を判断するに際しては次の2点が重要である。

第一に、債務者が開示を求めている取引履歴は債務者自身に関するものであること。

第二に、紛争解決の方法として、訴訟提起前における交渉が重要であり、そのためには債務者は貸金業者から取引履歴の開示を受ける必要があること。債務整理の事案では、貸金業者が取引履歴を開示することが前提であって、開示がなければ交渉は不可能である。市民社会においては、当事者間における交渉こそが重視されなければならないのである。

## 2 不法行為の成立

原判決は不法行為の成立を否定するが、本件では不法行為（民法第709条）が成立すると言ふべきである。本件につき、下記のとおり、原判決と相反する高等裁判所の判例が存し、且つ、民法第709条の解釈に関する重要な事項を含むものと認められるので、民事訴訟法318条1項により上告審として受理されるべきである。

多重債務者について、債務を整理して経済的更生を図ることは、本人自身の利益にかなうのは勿論のこと、経済的な困窮から起こる犯罪や家庭の崩壊などを防止し、国民全体の利益である公共の安寧秩序を維持する観点からも、必要

不可欠なことである。そして、社会生活の基礎的な単位である個人及び家庭を経済的に再建することは、当該個人及び家庭だけでなく、社会保障費を負担する国民全体にとって極めて重要な関心事であって、その最初の一步である弁護士による債務の整理は、単なる私益の問題ではなく、国民全体、すなわち、公共の立場で行われているのである。そして、多重債務者について、弁護士の手によって任意に債務を整理しようとする場合、すべての金融業者からその取引履歴の開示を受けた上で、各債権者との間の債権債務を確定し、公平で平等な処理を図るのでなければその目的を達しないことも自明のことである。

ところが、貸金業者から金員を借り受けた者が、多重債務に陥り、債務を整理しようとするころには、その返済等に関する資料のすべてを保管しておらず、各業者との間の取引履歴の詳細を明確にすることが困難であることが多いのが現実である。

このような状況にあるときに、貸金業者が、過払い金の返還を免れるなどの不法な目的のために、弁護士の手で公共の立場に立って行われる債務の整理に協力せず、取引履歴の開示を拒むのは、自己の営業利益は不当な手段によってでもこれを追求する一方、自己の営業の結果として生じる国民全体の不利益はこれを無視しようとする反社会的な行為であり、特段の事情のない限り、社会的相当性を欠いた違法な行為である。

本件において、相手方が上告受理申立人との間の取引履歴を開示しなかったことに特段の事情はなく、相手方が取引履歴の開示を拒否したのは、過払の状態が明らかになるのを回避し、これを隠蔽する意図があったことはあきらかである。多重債務者も、適切な時期に各貸金業者との間の取引履歴を明確にし、残債務の有無、過払金の有無及びその額が明確になれば、早期に債務の整理をして、経済的な更生を図ることができる。過払金返還を求める訴訟が提起されれば、その中で開示されるというのでは、その目的を達しないのである。

以上のとおりであって、相手方が、弁護士の手で行われる債務整理に協力せ

ず、適時に上告受理申立人に係る取引履歴を開示しなかった行為は、社会的相当性を欠いた違法な行為であったというべきである。

東京高等裁判所平成14年3月26日判決（平成13年（ネ）第4498号、6134号事件一判時1780号98頁）は上記のように判示して貸金業者に対する損害賠償請求を認容しているし、大阪高等裁判所平成13年4月12日判決（平成12年（ネ）第3415号事件一消費者法ニュース48号50頁一甲6）、大阪高等裁判所平成15年9月25日判決（平成15年（ネ）第1115号事件一金融法務事情1695号6頁）も同様である。

この他、東京地裁平成13年6月11日判決（平成13年（ワ）第8121号事件一判タ1087号212頁）、東京簡裁平成13年12月18日判決（平成13年（ハ）第539号事件一消費者法ニュース52号86頁一甲9）、名古屋地裁岡崎支部判決平成14年2月20日（消費者法ニュース55号74頁）、山形地裁平成15年2月12日判決（日弁連消費者問題ニュース94号7頁一甲12）、大分簡裁平成15年2月17日（消費者法ニュース56号155頁）、名古屋地裁岡崎支部平成15年2月20日判決（平成14年（ワ）第207号事件一甲13）、山形地裁平成15年3月15日判決（平成13年（ワ）第82号事件一甲14）、札幌簡裁平成15年4月9日判決（平成14年（ハ）第6447号事件一甲15）、札幌簡裁平成15年4月23日判決（平成14年（ハ）第6797号事件一甲16）、神戸地裁平成15年4月24日判決（平成14年（ワ）第2518号事件一最高裁HP）、盛岡簡裁平成15年7月1日判決（平成14年（ハ）第807号事件一甲29）、盛岡簡裁平成15年7月14日（平成14年（ハ）第516号事件一消費者法ニュース57号39頁）、金沢簡裁平成15年7月23日（平成15年（ハ）第124号事件一消費者法ニュース57号137頁）、名古屋地裁平成15年9月29日判決（平成14年（ワ）第4933号事件一甲45）なども貸金業者に対する損害賠償請求を認容している。

尚、1（1）～（3）で記載した裁判例は全て損害賠償請求を認めたものであり、且つ、2で記載した裁判例は、当然、貸金業者の取引履歴開示義務を前提とするものである。